

お問合せ

総合窓口		 県 新型コロナウイルス お困りごと相談センター Tel: 026-235-7945
融 資	日本政策金融公庫による 新型コロナウイルス感染症特別貸付け	日本政策金融公庫 Tel: 0120-154-505
	商工中金による危機対応融資	商工組合中央金庫 Tel: 0120-542-711
	長野県中小企業融資制度資金	県内金融機関  県 産業労働部 Tel: 026-235-7200
給付金・助成金・補助金	県市町村連携 新型コロナウイルス 拡大防止協力金・支援金	 県 休業等要請相談窓口 Tel: 026-235-7945
	持続化給付金	持続化給付金事業コールセンター Tel: 0120-115-570 Tel: 03-6831-0613
	雇用調整助成金	長野労働局 Tel: 026-226-0866
	小学校休業等対応助成金	学校等休業助成金・支援金 相談コールセンター Tel: 0126-60-3999
	小学校休業等対応支援金	
	飲食・サービス業等 新型コロナウイルス対策応援事業	 県 営業局 Tel: 026-235-7248
	ものづくり・商業・サービス補助金	ものづくり補助金事務局 Tel: 050-8880-4053
	持続化補助金（一般型）	全国商工会連合会 Tel: 03-6670-2540 日本商工会議所 Tel: 03-6447-2389
	持続化補助金（コロナ特別対応型）	中小企業庁小規模企業振興課 Tel: 03-3501-2036 中小企業基盤整備機構 Tel: 03-6459-0866
税・保険料猶予	IT導入補助金	サービスデザイン推進協議会 Tel: 0570-666-424
	納税猶予 欠損金繰戻しによる還付 中小企業等事業用資産に係る軽減 中小企業等生産性革命に向けた設備等 中小企業等テレワーク設備等 自動車税環境性能割の軽減延長 消費税の課税事業者選択適用 特別貸付に係る非課税措置 厚生年金保険料等の納付猶予	最寄りの 税務署 県税事務所 市町村 各年金事務所



新型コロナウイルス感染症で
影響を受けている

長野県の 中小企業者の みなさまへ

資金繰りや雇用、納税などでお困りの方へ
各種支援策を実施しておりますのでご活用下さい。

新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業者向けポータルサイト

長野県 コロナ 中小企業者



<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/corona.html>

長野県産業労働部（2020年5月7日現在）

中小企業・個人事業主向け

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策

支援別	目的	事業名	内容	お問合せ
融 資	資金繰りのために融資を受けたい	日本政策金融公庫による 新型コロナウイルス感染症特別貸付	【無利子融資】 融資限度額（別枠）：中小事業 3 億円／国民事業6,000万円 金利：当初 3 年間 基準金利▲0.9% （据置期間 5 年以内） ※要件を満たした場合は 当初 3 年間利子補給を実施（上限額有）	日本政策金融公庫 Tel：0120-154-505
		商工中金による危機対応融資	【無利子融資】 融資限度額：3 億円 金利：3 年間基準金利▲0.9%（据置期間 5 年以内） ※要件を満たした場合は 当初 3 年間利子補給を実施（上限額有）	商工組合中央金庫 Tel：0120-542-711
		長野県中小企業融資制度資金	【無利子融資】 融資限度額：3,000万円（設備資金と運転資金の合計） 金利：年1.3%又は年1.6% （据置期間 5 年以内） ※要件を満たした場合は 当初3年間利子補給を実施 【低金利融資】 融資限度額：（設備）6,000万円／（運転）8,000万円 金利： 年0.8% （据置期間 2 年以内）	県内金融機関 県 産業労働部 Tel：026-235-7200
給付金・助成金・補助金	感染拡大防止のために 県の休業要請等に全面協力したい	県市町村連携 新型コロナウイルス 拡大防止協力金・支援金	法令に基づく県からの要請に協力して施設の使用停止（休業）や営業時間の短縮等（4/24～5/6）を行った事業者 協力金等：1 事業者当たり 30万円 （1回限り）	県 休業等要請相談窓口 Tel：026-235-7945
	売上が半減した中小企業・個人事業主 で給付金を受け取りたい	持続化給付金	給付額：法人 200万円 以内／個人事業主 100万円 以内 ※フリーランス（受託契約による業務請負者）を含む	持続化給付金事業コールセンター Tel：0120-115-570 Tel：03-6831-0613
	事業活動を縮小したので、 従業員に休業手当等を支払いたい	雇用調整助成金	休業手当×助成率：中小企業 4/5（9/10） 、大企業 2/3（3/4） ※括弧内は解雇等を行わない場合。上限 8,330円/人・日	長野労働局 Tel：026-226-0866
	学校休業等で従業員が休業	小学校休業等対応助成金	給付額：賃金相当額 8,330円/人・日 （上限）	学校等休業助成金・支援金 相談コールセンター Tel：0126-60-3999
	学校休業等で個人事業主等が休業	小学校休業等対応支援金	給付額： 4,100円/日 （定額）	
	他の事業者と共同して新しい事業に 取り組みたい	飲食・サービス業等 新型コロナウイルス対策応援事業	補助対象者：事業者グループ（3 者以上） 補助率：ハード事業 9/10 以内、ソフト事業 10/10 以内 補助上限額： 300万円	県 営業局 Tel：026-235-7248
	新製品・サービス開発等の設備投資	ものづくり・商業・サービス補助金	補助上限額： 1,000万円 補助率：中小企業 2/3 、小規模 2/3	ものづくり補助金事務局 Tel：050-8880-4053
	販路開拓したい	持続化補助金（一般型）	補助上限額： 50万円 補助率： 2/3	全国商工会連合会 Tel：03-6670-2540 日本商工会議所 Tel：03-6447-2389
		持続化補助金（コロナ特別対応型）	補助上限額： 100万円 補助率： 2/3	中小企業庁小規模企業振興課 Tel：03-3501-2036 中小企業基盤整備機構 Tel：03-6459-0866
ITツールを導入(テレワーク等)したい	IT導入補助金	補助額： 30万円～450万円 補助率： 2/3	サービスデザイン推進協議会 Tel：0570-666-424	
税・保険料猶予	現在、納税が厳しい	納税猶予＜証紙徴収を除く 全税目 ＞ 欠損金繰戻しによる還付＜ 法人税 ＞ 中小企業等事業用資産に係る軽減＜ 固定資産税・都市計画税 ＞ 中小企業等生産性革命に向けた設備等＜ 固定資産税 ＞ 中小企業等テレワーク設備等＜ 法人税・所得税 ＞ 自動車税環境性能割の軽減延長＜ 自動車税・軽自動車税 ＞ 消費税の課税事業者選択適用＜ 消費税 ＞ 特別貸付に係る非課税措置＜ 印紙税 ＞		最寄りの 税務署 県税事務所 市町村
	社会保険料等が支払えない	厚生年金保険料等の納付猶予	事業休止や著しい損失が生じた場合、 1 年間納付猶予	各年金事務所